

ブルガリアとルーマニアの EU 加盟交渉の結果に関する報告書

ブリュッセル・センター

本レポートは、欧州委員会の関係各総局が 2005 年 2 月に作成した「ブルガリアとルーマニアの EU 加盟交渉結果に関する報告書」の要約をジェトロ・ブリュッセルが仮訳したものである。欧州委が作成した同報告書は加盟条約草案に向けた包括的な指針を提供することを目的としている。

同文書は、ブルガリアとルーマニアが 2007 年 1 月 1 日に EU に加盟するという前提に基づいており、ブルガリアとルーマニアが全 31 分野の交渉を終えた 2004 年 12 月 14 日時点の状況を示している。

目 次

第1章：商品の自由な移動.....	1
第2章：人の自由な移動.....	1
第3章：サービス提供の自由.....	2
第4章：資本の自由な移動.....	2
第5章：会社法.....	3
第6章：競争政策.....	4
第7章：農業政策.....	5
第8章：漁業政策.....	9
第9章：運輸政策.....	9
第10章：税制.....	11
第11章：経済通貨同盟（EMU）.....	12
第12章：統計.....	13
第13章：社会政策・雇用.....	13
第14章：エネルギー.....	13
第15章：産業政策.....	14
第16章：中小企業.....	14
第17章：科学・研究.....	14
第18章：教育・訓練.....	14
第19章：通信・情報技術（IT）.....	14
第20章：文化・視聴覚政策.....	15
第21章：地域政策と構造政策手段の調整.....	15
第22章：環境政策.....	17
第23章：消費者・健康保護.....	21
第24章：司法・内務協力.....	21
第25章：関税同盟.....	22
第26章：対外関係.....	23
第27章：共通外交・安全保障政策.....	23
第28章：財政規律.....	24
第29章：財務・予算規定.....	24
第30章：機構.....	25
第31章：その他.....	26

第1章：商品の自由な移動

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキ（アキ・コミュニテール/EU法の総体系）を導入して実施する。

第2章：人の自由な移動

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入して実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。

ブルガリアとルーマニアの労働者の現加盟国への自由な移動に関して以下の措置で合意した。

- ・当初2年間は、ブルガリアとルーマニアに対して現加盟国の国内（法）措置が適用される。各国措置の開放度によっては、労働市場の完全開放の可能性もある。
- ・この期間以後に見直しが行われる。加盟2年目の終了までに自動的な見直しがあるほか、影響を受ける新規加盟国の要請による見直しもある。この手続きには欧州委員会による報告書も含まれるが、アキを適用するかどうかの判断は現加盟国に委ねられる。
- ・移行措置は原則的に5年間で終了するが、現加盟国内で労働市場の重大な混乱が起きるか混乱が起きる危険性がある場合、さらに2年間延長できる。
- ・加盟各国は7年目の終わりまではセーフガードを発動できる。

さらにスタンドスティル（現状維持）条項が適用され、現加盟国は労働市場の状況を加盟条約調印時点より制限することはできない。現加盟国は、新規加盟国の国民をEU域外の労働者よりも優先しなければならない。

オーストリアとドイツには、国内労働市場で影響を受けやすい特定のサービス部門におけ

る重大な混乱が起きるか起きる危険性に対処するため、補足的な国内措置を適用する権利がある。こうした混乱は、国境を越えたサービス提供により一部地域で生じる可能性がある。

移行措置のもとでは、現加盟国にすでに合法的に居住し就労するブルガリア国民とルーマニア国民の権利は保護される。家族の権利も、これまでの新規加盟の実施内容との一貫性に考慮する。

加盟条約に対する宣言では、現加盟国は、アキに近づくスピードを速めることを目的に、国内法に基づいて労働市場へのアクセスを拡大し、加盟以前でもアクセスの向上を促進するよう努力を払うことが述べられている。

第3章：サービス提供の自由

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。

投資家補償制度

ブルガリアには、最低補償水準への到達に 2009 年までの移行措置が認められた。

ルーマニアには、最低補償水準への到達に 2011 年までの移行措置が認められた。

第4章：資本の自由な移動

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。

別荘

ブルガリアとルーマニアには、別荘のための土地取得に関する国内法を維持できる 5 年間の移行措置が認められる。現加盟国の国民で両国に現在居住する者は、移行措置の適用範囲から除外される。

農地および森林

ブルガリアとルーマニアには、農地および森林の購入に関する国内法を維持できる 7 年間の移行措置が認められる。現加盟国の国民で、現在両国内で自営農業に従事する者は、移行期間の適用範囲から除外される。加盟日から 3 年目が終了する前に、この移行措置の総合的な見直しが行われる。

第 5 章：会社法

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

工業財産権：医薬品

医薬品に関する工業財産権について、キプロスとマルタを除く全新規加盟国と同様にブルガリアおよびルーマニアと特別メカニズムで合意した。このメカニズムは、EU で特許の対象となっている医薬品が加盟候補国内で改正特許法が施行される前に市販された場合、改正法には全般的な遡及条項がないため、こうした医薬品が保護を受けないままとなることを踏まえたものである。

この状況から生じる可能性のある問題を最小限に食い止めるため、加盟候補国内で特許が取得できていない時にある加盟国で特許を取得している製品について、特許保有者は製品の EU への輸入を阻止できるというメカニズムで合意した。このメカニズムは、当該特許の有効期限まで適用される。

特許保護期間を最大 5 年間延長する「補足保護証明 (SPC = Supplementary Protection

Certificate) 規則」に関しては、加盟日以前に最初の販売承認を取得している薬品に適用が可能となる。

工業財産権：共同体商標および共同体意匠

共同体商標および共同体意匠の単一性を保護するため、既存の共同体商標および共同体意匠は、加盟候補国内ですでに存在する権利を踏まえたうえで、自動的に加盟候補国内にも拡大されることで合意した。

第6章：競争政策

ブルガリアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

ルーマニアは、財政支援措置に関する2つの特別移行措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。ルーマニアが要請している条件を以下に示した。移行措置には期間と適用範囲に制限がある。この措置はアキの明確な実施計画を伴う。

ルーマニアは1つ目の移行措置として、2002年7月1日以前に商業契約を結んでいる企業には「自由貿易地域法 (Law on Free Trade Areas)」に基づいて、ロイヤリティーの免除を2011年12月31日まで維持することを要請した。地域投資のためにこの国家補助措置が認められ、ネット補助率 (Net Aid Intensity) はNGE (Net Grant Equivalent / ネット補助金相当)¹で50%を超えてはならない。ただし中小企業では、ネット補助率の合計が75%を超えていない場合に限り、上限はNGEで65%となる。自動車部門で活動する企業は、全補助額が適格投資費用の最大30%を超えてはならない。

ルーマニアは2つ目の移行措置として、「後発地域に関する緊急政令」に基づいて2003年7月1日以前に「永続投資家証明」を取得した企業には、新規投資に対する法人税の免除を2010年12月31日まで維持することを要請した。地域投資のためにこの国家補助措置

¹ EUの補助金ガイドラインにおいて使用されている単位で、補助金額から法人税等を差し引いた後の最終的な受益額を使って算出した時のネット補助率 (Net Aid Intensity) を指す。税率が異なる加盟国間や異なる形態の補助金間で、補助率を比較する際に統一された尺度として使用されるもの。

が認められ、ネットの補助率は NGE で 50%を超えてはならない。ただし中小企業では、ネット補助率の合計が 75%を超えていない場合に限り、上限は NGE で 65%となる。自動車部門で活動する企業は、全補助額が適格投資費用の最大 30%を超えてはならない。

加盟条約には域内市場分野についてセーフガード条項が盛り込まれており、当初の加盟予定日を 2008 年 1 月まで 1 年間延期できる特別セーフガード条項もある(第 31 章を参照)。ルーマニアについては、競争政策分野、特に国家補助の執行記録について欧州委員会の 2005 年の報告書で重大な欠点が指摘されれば、どちらのセーフガード条項も発動できる。加盟延期のセーフガード条項の発動にはさらに、競争分野における特別条件でルーマニアによる履行が不十分な場合に、欧州委の勧告に基づいて特定多数決による理事会の決定が必要となる(通常、理事会では全会一致が必要)。

また加盟条約には、加盟時に手続き上、どの支援措置が「既存の補助」に分類され、どの支援が「新規補助」とみなされるかを判断するためのメカニズムも盛り込まれている。しかし、ルーマニアがこのメカニズムを全面的に享受できるのは、ルーマニアの国家補助の執行記録が満足できる水準に達してからとなる。さらにルーマニアに対してはこのメカニズムにより、国家補助の執行記録が満足できる水準に達していない限り、2004 年 9 月 1 日から加盟までの間に与えられた国家補助には見直しが行われ、もし違法と判明した場合は加盟後に補助金の返還が求められる。

第 7 章：農業政策

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。移行措置にはアキの明確な実施計画を伴う。獣医学および植物衛生の分野では、EU における公衆衛生や動植物に対する危険性が增大しないことを基本に移行期間の交渉を行った。

分野にかかわらず横断的な面

直接支払い (2007~2016年)

直接支払いは、2007年にEU15カ国の直接支払い水準の25%から段階的に、2008年30%、2009年35%、2010年40%と引き上げられ、その後は2016年にEU15カ国の水準の100%に達するまで10%ずつ増加する。

直接支払いの補填 (2007~2016年)

ブルガリアとルーマニアには、直接支払いに以下のような補填の可能性がある。

- ・補填後の直接支払いが2007年にEU15カ国の最大55%の水準、2008年に60%、2009年に65%（乳製品分野では2007年に85%、2008年に90%、2009年に95%、2010年以降は100%という上限が適用される）。2007年以降の最大補填率は、該当年次の直接支払いに適用される水準より最大で30%とする。
- ・共通農業政策（CAP）と同様な国内制度のもとで、生産物ごとに2006年に適用可能な直接支払い水準まで10%ずつ引き上げられる。

しかし、いかなる場合でも、農家が該当するEU15カ国の直接支払い水準の100%を超えて直接支払いを受け取ることはない。

補填額の共同資金提供 (2007~2009年)

2007~2009年に限り、補填額は一部、農村開発に割り当てられた予算から拠出することができる。農村開発予算の中で2007年、2008年、2009年の各年次で利用できる歳出権限ベース予算額（Commitment Appropriations）の最大20%を補填に使うことができるが、2007年に25%、2008年に20%、2009年に15%とすることもできる。これを超える補填は、各国の国家予算からのみ支払われる。

単一面積支払い制度 (SAPS = Single Area Payment Scheme)

ブルガリアとルーマニアには、CAP 改革で創設された単一支払い制度を適用するのではなく、一定期間についてだけ支払い額がヘクタール当たりの金額で示される簡素化した単一面積支払い方式で CAP の直接支払いを農家に与えるという選択肢がある。この制度は 3 年間だけ有効で、当該の新規加盟国の要請により 1 年ずつ 2 回更新できる。

単一面積支払い制度は、以下のような年間財政枠組みによって制限される。

- ・関連する EU のルールに従って加盟交渉で合意した定量的パラメータ（たとえば基本面積、割増金の上限、最大保証数量 (MGQ = Maximum Guarantee Quantities など) に基づいて計算されたブルガリアとルーマニアに認められる直接支払いに利用できる EU 資金の合計で決まる。
- ・直接支払いの段階的導入のために定められた該当するパーセンテージを使って調整される。

家畜と関連製品

牛乳

ブルガリアには 2009 年 4 月 30 日まで、国内において脂肪分 2% の牛乳をセミスキムド・ミルク、脂肪分 3% をホール・ミルク（全乳）として販売できる移行措置がある。

ワイン分野

ルーマニアには、EU のワイン関連のアキで禁止されているワインの混合種の除去に 8 年間の移行期間が認められる。

ルーマニアとブルガリアには、加盟日に現在の国内ブドウ畑面積の最大 1.5% という新たに設定された作付け権が与えられる。

農村開発

ブルガリアとルーマニアは、農村開発で新規加盟国として扱われることで一部の特別措置を受けられる。これには以下のようなものがある。

- ・再編成を進めている最低生活水準に近い農家に対する特別支援。
- ・食品安全性や動物福祉、環境に対する EU 基準を満たすための支援。
- ・直接支払いの補填資金に農村開発基金を使う可能性（前述の直接支払いを参照）。

さらにブルガリアは、農村開発資金を年齢 55～70 歳の酪農従事者の引退支援に使える可能性がある。

国家補助

農業製品の生産、加工、販売に関連する活動への国家補助制度および個別補助で、加盟から 4 ヶ月以内に欧州委員会に通知したものは、加盟日から 3 年目の終わりまでは「既存の補助」とみなされる。

獣医学の面

公衆衛生分野における 2009 年 12 月 31 日までの移行措置で合意した。

- ・ブルガリア：80 ヶ所の牛乳生産施設は、EU 基準に不適合な生乳の配送を受けることができ、20 ヶ所の牛乳生産施設は、EU で適格な生乳と不適合な生乳で別々の生産ラインを使うことを条件に両方の生乳を受けられることができる。
- ・ルーマニア：28 ヶ所の食肉生産施設と 28 ヶ所の牛乳加工生産施設は、EU の構造的要件に準拠していなくてもよい。さらに 28 ヶ所の牛乳生産施設は、2009 年 12 月 31 日まで EU 基準に不適合な生乳の配送を受けられることができる。

すべての生産施設については、その欠陥も含めて個別に詳細が示されている。移行期間中

は、これら生産施設の製品には特別なマーク表示が義務付けられ、他の EU 加盟国内ではいかなる形でも販売できない。

植物衛生の面

植物保護製品

ルーマニアには、植物保護製品に含まれている 4 種類の活性物質（銅化合物、硫黄、アセトクロル、ジメトアート）の利用について 2009 年 12 月 31 日まで移行期間が設けられる。また植物保護製品に含まれる活性物質「2.4-D」は、この物質が指令 91/414/EEC の付則に含まれていても、2008 年 12 月 31 日まで移行期間がある。

第 8 章：漁業政策

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第 9 章：運輸政策

両加盟予定国は、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。移行措置にはアキの明確な実施計画を伴う。

道路

カボタージュ

EU の要請に従い、国外運送業者による他の加盟国国内の道路輸送市場への参入（カボタージュ）を定めた規則（EEC）No 3118/93 に関する移行措置で合意した。これによりカ

ポターージュを段階的に導入する。

この移行措置は、ブルガリアとルーマニアが当初 3 年間は国内輸送市場への参入を現加盟国との間で相互に制限することを見越したものである。

現加盟国および新規加盟国のいずれも、当初の移行期間を最大 5 年まで延長できる。移行措置を当初の期間以降に延長しない加盟国は、他の加盟国が依然として移行措置を適用している間は、緊急の場合にセーフガード措置を適用して国内輸送市場を再び閉鎖することができる。国内輸送市場を閉鎖している加盟国の運送業者は、当初期間の 3 年後に市場を開放した他の加盟国において国内輸送に参入することはできない。移行措置が適用されている限り、現加盟国および新規加盟国は、相互で合意した割当量に基づきカポターージュの認可のやりとりを徐々に進めていくことができる。

輸送業務の営業許可

ブルガリアは、国内の道路輸送業および旅客輸送業を専門とする事業者が輸送業務に参入するのに求められる財政基準の水準に完全に到達するために、2010 年末までの移行措置が認められた。このような事業者の利用可能な資本金および準備金は、道路輸送業者および道路旅客輸送業者の営業許可に関する指令 96/26/EC に定められた最低額に、移行期間のうちに徐々に到達させる。

重量と寸法

ブルガリアとルーマニアは、EU 内を走行する特定の道路車両で、国際輸送における最大認可重量を定めた指令 96/53/EC を遵守している国際交通の車両についても、国内の軸重上限を維持できる移行措置が認められた。ブルガリアは、2013 年末まで国内の非幹線道路網の未改良部分における同国の軸重上限を維持できる。ルーマニアも、2013 年末まで国内の非幹線道路網の未改良部分における同国の軸重上限を維持できる。

これらの移行措置は、いくつかの条件に従って策定されたものである。その条件は、なかならず、ブルガリアとルーマニアが、道路網改良のスケジュールを守り、前述の指令の要件を満たす車両による幹線ルートの利用に制限を設けず、荷の積み下ろしが目的の場合に技術的に可能であれば非幹線道路網の未改良部分を移行期間中でも利用できるというもの

である。

自動車税

ルーマニアは、特定のインフラを利用する重量運搬車両に対する課税に関する指令 99/62/EC で定められた最低課税率を、国内輸送業務だけに従事する車両には 2010 年末まで適用しないという移行措置が認められた。この期間中に、大型運搬車に対してルーマニアが適用する最低課税率は、指令 99/62/EC に定められた最低課税率まで段階的に引き上げられる。

第10章：税制

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。また両国は、事業課税に関する規約（Code of Conduct for Business Taxation）の原則を受け入れ遵守することを約束している。

両国には直接税と同様に間接税（VAT および物品税）の分野でもごく一部の特例が認められた。移行措置の大部分は、ブルガリアとルーマニアがアキの要件に沿って物品税率の調整の延期、中でも社会的に影響のある物品の税率の調整を延期できることを目的としたものである。

VAT（付加価値税）

ブルガリアとルーマニアは、VAT を免除される中小企業の売上高の水準をアキよりも高い水準に維持できるほか、国際旅客輸送の分野では、（例えば旅行会社などが購入時の）VAT を控除する権利を維持しながら（販売時の）VAT を免除することが認められた。

物品税

ブルガリアとルーマニアには、紙巻きタバコの物品税の水準について EU 法規の遵守を 2009 年 12 月 31 日まで延期する移行期間が認められた。この移行措置の期間では、加盟

各国は個人がブルガリアとルーマニアから自国内に持ち込める紙巻きタバコの数量（旅行者免税分）の制限を維持できる。

ブルガリアとルーマニアには、以下のエネルギー製品に対する最低物品税率の適用に関して移行期間が認められた。

- ・無鉛ガソリン（2011年1月1日まで）
- ・自動車燃料として利用される軽油（2013年1月1日まで）および電力（2010年1月1日まで）

またブルガリアは、石炭とコークの最低物品税率の適用を延期することができ（地域暖房を目的に利用する場合は2010年1月1日まで、その他の目的で利用する場合は2009年1月1日まで）、灯油の最低物品税率の適用は2013年1月1日まで延期することができる。一方、ルーマニアには非商業目的に使われる天然ガスでは2010年1月1日まで、地域暖房を目的に利用される重油では2010年1月1日まで、その他の目的で利用される重油では2009年1月1日まで最低物品税率の適用を延期できる移行期間が認められた。この移行期間中の中間期限に物品税を一定水準まで引き上げなければならない。

最後に、両国には、自家製ブドウから作られる個人消費用および非売用果実酒の一定量の生産に対する課税率で、標準物品税率を50%以上下回らない軽減税率を適用する特例が認められた。

直接税

ブルガリアには2015年1月1日まで、ルーマニアには2011年1月1日まで、指令2003/49/EC（利子・ロイヤリティー指令）への全面的な準拠を延期する移行措置が認められた。この期間中、2011年1月1日まで適用される源泉徴収課税の税率の上限は10%で、2015年1月1日までの上限は5%（これはブルガリアだけに適用される）となる。

第11章：経済通貨同盟（EMU）

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。両国は加盟時に、

EC 条約第 122 条に基づく特例による国としての地位で EMU に参加する。

第12章：統計

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第13章：社会政策・雇用

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限がある。

公衆衛生

ブルガリアは、ブルガリア領土内で生産され販売される紙巻タバコのタールの最大含有量について、タバコ製品の製造・提示・販売に対する加盟各国の法律・規制・管理規定の接近に関する指令の適用で、2010年12月31日までの移行措置が認められた。

ブルガリアは、この指令を遵守するために導入される措置やスケジュールに関する最新情報を定期的に欧州委員会に提供する。

第14章：エネルギー

ブルガリアとルーマニアは、原油および石油製品の最低限の備蓄について以外、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限があり、アキの明確な実施計画を伴う。ブルガリアには2012年12月31日まで、ルーマニアには2011年12月31日までの移行措置が認められた。

原子力エネルギーについては、ブルガリアのコズロドイ (Kozloduy) 原子力発電所の原子炉1～4号機に関する議定書について第31章で取り上げている。

第15章：産業政策

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第16章：中小企業

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第17章：科学・研究

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第18章：教育・訓練

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第19章：通信・情報技術（IT）

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

番号ポータビリティ

ブルガリアと移行措置で合意した。これにより番号ポータビリティの導入が 2009 年 1 月 1 日まで延期される。

第20章：文化・視聴覚政策

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第21章：地域政策と構造政策手段の調整

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

構造基金および結束基金の分野における現行のアキは 2006 年 12 月 31 日で終了し、2007 年 1 月 1 日に新しいアキが適用されることがブルガリアとルーマニアに通知されている。

この章では移行期間の要請はなかった。交渉では行政能力、適格性、資金割当が中心となった。

行政能力

この章における加盟交渉との関連で、欧州委員会は加盟予定国が加盟時に遵守すべき組織や制度に関する要件の詳細について確認した。ブルガリアとルーマニアに対して、この分野で 2007 年以前に導入が見込まれる新しいアキへの注意を喚起し、両国はこの関連でキャパシティビルディング（能力強化）に関して迅速かつ確固たる措置をとるよう求められた。

欧州委員会はこの点で、準備のためのスケジュールを含む加盟予定国による実施状況を厳密に監視している。この約束が満たされない場合、構造基金および結束基金に関する EU 規則に定められた条件が満たされるまで、欧州委員会は共同体による資金提供を承認できない。

適格性

オブジェクティブ 1 (Objective 1)

2007 年 1 月 1 日における全 EU 加盟国のオブジェクティブ 1 の支援を受ける適格性は、その時点で適用されるアキに基づいて定められた手続きを通じて決定される。

現行のアキに基づく、NUTS²レベルII地域に該当するブルガリアの全 6 地域およびルーマニアの全 8 地域はオブジェクティブ 1 の支援に適合する。

国境を越えるイニシアチブ インターレグ (Interreg)

2007 年 1 月 1 日における全 EU 加盟国の国境を越える地域間協力プログラムへの適格性は、その時点で適用されるアキに基づいて定められた手続きを通じて決定される。

現行のアキに基づく、NUTS レベル III 地域に該当するブルガリアとルーマニアの陸上国境に沿った地域は適格地域となり、NUTS レベル III 地域に該当する海上国境地域の一部はインターレグの国境を越える協力部分に基づき適格地域となる可能性がある。さらにブルガリアとルーマニアの NUTS レベル II 地域に該当する全地域は、越境協力を目的とする地域の合同グループまたは個別グループに含まれることになる。

結束基金

2007 年 1 月 1 日における全 EU 加盟国の結束基金の支援を受ける適格性は、その時点で適用されるアキに基づいて定められた手続きを通じて決定される。

現行のアキに基づく、ブルガリアとルーマニアは今のところ結束基金の支援を受ける資格がある。

² NUTS / Nomenclature of Territorial Units for Statistical (「統計用領土単位分類」) は EU で使用されている統計上の地域区分単位で、行政単位が異なる EU 加盟国間で地域情報を整理するために設定された加盟国共通の地域区分。大きくはレベル I からレベル III までの階層 (レベル I が最上位の区分で多くの国では地域や州に当たる) に分類される。

資金割当

2007～2009年の3年間に歳出権限ベース予算について決定している割当額で、ブルガリアとルーマニアが利用可能な構造活動の全体の金額は以下ようになる。

(単位：100万ユーロ / 2004年価格)

	2007年	2008年	2009年
ブルガリア	539	759	1,002
ルーマニア	1,399	1,972	2,603

構造基金と結束基金の割当額の内訳は、ブルガリアとルーマニアの加盟日時点で適用されるアキに基づいて定められた手続きを通じて決定される。

第22章：環境政策

両国は、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。合意した移行措置には期間と適用範囲に制限があり、アキの明確な実施計画を伴う。

この章における加盟準備には特に3つの課題が示された。

- ・法律面：環境に関するアキの大部分は、国内法の整備が義務付けられる指令の形式をとっている。
- ・行政面：計画立案、許可、監視には様々なレベルにおいて十分な人員と設備が整った環境行政が必要となる。
- ・財政面：投資の欠如や不足を補うために、インフラおよび技術に対する相当量の投資が必要となる。

この交渉で合意した移行措置は、主として上記課題の3番目の面に関するものである。

環境政策に関するアキの分量からすれば、合意した移行措置は例外的なものである。国境を越えた影響の可能性は限られたものであり、競争を大きくゆがめることもない。これらの移行措置には、法的拘束力を持つ詳細な中間目標が盛り込まれている。これにより全移行期間を通じて、実施を確実に管理できる。これらの目標は加盟条約に明記される。移行措置の適用範囲は、可能な限り、個別の施設リストに明示される。移行措置は詳細な資金戦略で支援されている。

大気質

ガソリンの貯蔵およびターミナルからガソリンスタンドへの輸送に関する要件（指令 94/63/EC）は、両国において 2009 年末までに段階的に達成される。環境への影響を最も効果的に軽減するため、取扱量の多いターミナルおよびガソリンスタンドでの実施が優先されている。

重油および軽油（指令 1999/32/EC）に関しては、ブルガリアではアキで定められているよりも高い硫黄含有量の燃料の利用が、重油では 2011 年末まで、軽油では 2009 年末まで認められる。これらの燃料は国内利用だけとなる。

廃棄物管理

両国とも包装廃棄物（指令 94/62/EC、指令 2004/12/ECで改正）のリカバリー、エネルギーリカバリーを伴う焼却、リサイクルの各目標を達成するための猶予期間が設けられている。移行期間はルーマニアの場合、2009 年末から 2013 年末までで、ブルガリアでは 2014 年末となっている。これは廃棄物の収集、リカバリー、焼却、リサイクルに必要なインフラを整備するのに必要な期間から決められたものである。さらに、一般世帯から出る廃棄物の量はEU平均に比べて少ない中間目標が設けられている。

廃棄物の埋め立て（指令 1999/31/EC）については、移行措置は以下の特別な状況を反映している。

- ・危険廃棄物の埋め立ておよび処分に十分な処理能力を構築するために、ルーマニアは 2009 年末まで危険廃棄物の一時的保管に関する要件を免除される。しかしルーマニアは、

移行期間中に危険廃棄物の一時的保管に対して免許制度を設けなければならない。廃棄物枠組み指令による総合的要件は加盟時点より適用される。

- ・自治体廃棄物については、全面的な実施はルーマニアでは 2017 年 7 月までに中間目標に従って段階的に達成する（現加盟国では 2009 年 7 月まで）。
- ・一部の無害な液状廃棄物の埋め立て処理について、ルーマニアは 2013 年末まで、ブルガリアは 2014 年末まで猶予期間が設けられるが、これは当該廃棄物が大量であり、処理技術を整備するのに時間が必要なためである。しかし、こうした埋め立て処理の段階的削減を確実に達成するために中間目標が設けられた。廃棄物の枠組み指令による一般要件は加盟時点より適用される。

廃棄物の輸送（規則（EEC）No 259/93）については、EUの基準を満たしていない廃棄物投棄を防ぐため、両国と特別措置について交渉が行われた。これにより、廃棄物処理のための輸送手続きに基づいて所轄官庁は廃棄物の輸送に反対できる。これはEU基準が満たされていない限り、廃棄物処理に関する移行措置に適用する。さらに、両国にリカバリーとリサイクルに必要な処理能力を構築する時間を与えるため、ブルガリアでは 2009 年まで、ルーマニアでは 2011 年まで、特定廃棄物のリカバリーを前提とした輸入はできない。

両国とも、廃電気・電子機器（指令 2002/96/EC）に対する 4 キロの収集、リカバリー、リサイクリング、再利用の各目標を、現加盟国のうち 13 カ国で猶予期間が見込まれているのと同じように 2008 年末までに満たす。

水質

両国には都市排水（指令 91/271/EEC）の収集システムと処理施設を構築するための猶予期間が設けられている。合意した中間目標により、より規模の大きな集積を優先している。合意した期間（ブルガリアは 2014 年末まで、ルーマニアは 2018 年末まで）は、現加盟国の指令導入時から算出した実施スケジュールを反映したものである。

人による消費を目的とする水質（指令 98/83/EC）について、ルーマニアでは 2010 年末までと 2015 年末まで、限定されたパラメータの移行措置で合意した。人の健康に潜在的な

危険性がある場合は、指令に定められた手続きが適用される（たとえば住民への通告、供給中断など）。

水域環境への一定の危険物質排出（指令 76/464/EECおよびその他指令）では、ルーマニアでは 2009 年末まで一部の産業施設からの排出が認められる。環境への影響を軽減するため、こうした排出に対する許可証が加盟前に発給される。

自然保護

第 22 章のこの分野では、ブルガリアまたはルーマニアと合意した移行措置はない。

技術的に適合させる手段により、生息地や野生生物のリストが両国の生態系の多様性を踏まえて改定される。こうした改定は、欧州との関連における保護状況に左右され、保護レベルの違いと関係してくる。同じ原則で、野鳥に関する指令の付則の適用を進める。

産業汚染および危機管理

大型燃焼施設（指令 2001/80/EC）に関して、1987 年以前の限定施設からの排出には、ルーマニアでは 2008 年末までと 2013 年末まで、ブルガリアには 2009 年末までと 2014 年末までの猶予期間が設けられる。1987 年以前の施設についての指令に基づく要件は、加盟国に対しては 2008 年初めから適用される。さらにルーマニアでは、窒素酸化物（NO_x）の要件を 2016 年までに遵守しなければならない点について 6 施設では 2017 年末まで猶予期間が設けられた。中間目標が設けられており、これによって移行期間中に確実に段階的な排出削減を達成する。指令に定められた全体的な排出削減目標を技術的に適合させることは、最新の排出データに基づいて行われる。

統合汚染防止・管理（指令 96/61/EC）に関して、指令ではリストに明示された施設で「利用可能な最善の手法（BAT = Best Available Techniques）」を 2007 年 10 月までに遵守することを義務付けているが、ブルガリアでは 2008 年末から 2011 年末まで、ルーマニアでは 2008 年末から 2015 年末までに遵守する。ただし、これら施設に操業許可を 2007 年 10 月までに発行する必要がある。これらの移行措置は、1997 年以前の施設（いわゆる「既存施設」）だけに適用される。その他の新しい施設はすべて加盟までに適用しなければならない

い。

特にリストに掲載されたルーマニアの医療廃棄物用の廃棄物焼却施設では、指令 2000/76/ECを 2007 年末から 2008 年末までに適用する。期限を延長することで、ルーマニアには医療廃棄物の管理の遵守に必要な施設を建設する猶予期間が与えられる。

各国排出上限（指令 2001/81/EC）については両国に対して技術的に調節する。この排出上限は、指令に基づいて予定されている 2008 年の見直しに影響を与えることはない。

化学物質および遺伝子組み換え作物

オゾン層を破壊する物質（規則（EC）No 2037/2000）に関しては、製造者および輸入者に対する規制物質の市場投入の総量制限を、技術的に適合させることで調整する。

原子力の安全性と放射線保護

第 22 章のこの分野では、ブルガリアまたはルーマニアと合意した移行措置はない。

第23章：消費者・健康保護

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第24章：司法・内務協力

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

この章では移行期間の要請はなかった。司法・内務（JHA = Justice and Home Affairs）分野のアキは、シェンゲン条約に関するアキの一部を除いて加盟時に実施される。これは加盟時点では域内国境管理が廃止されないため、後日に理事会の全会一致による個別の決定により廃止される。この手続きは、これまでのシェンゲン条約への加盟でもとられた

方法に従ったものである。

この目的のため、シェンゲン・アキは2つの部分に分けられる。規定の大半は加盟時に適用が義務付けられる（カテゴリー ）が、域内国境管理の廃止と密接に関連する規定は除かれ（カテゴリー ）これは域内国境管理の廃止と同時に実施される。この最終段階に到達する前に、ブルガリアとルーマニアに対して、法律面や組織面、運用面、実際面、技術面の前提条件が満たされているか詳細な評価プロセスが実施され、特にシェンゲン情報システム（SIS = Schengen Information System）へのアクセスと効果的な域外国境管理の要件について評価が行われる。

ブルガリアとルーマニアは、「シェンゲン行動計画（Schengen Action Plans）」を策定し、シェンゲン・アキの影響についての認識を示すとともに、規定を導入するための確実なスケジュールを提示している。欧州委員会は、この計画の実施を定期的に監視する。

加盟条約には、民事・刑事問題の司法協力に関するアキの一部についてセーフガード条項が盛り込まれている。ルーマニアに対しては加盟を1年間延期するセーフガード条項があり、これは司法・内務（JHA）分野における特定義務についてルーマニアの履行が不十分な場合に、欧州委員会の勧告に基づいて加盟各国による特定多数決で決定できる（通常は全会一致が求められる）（第31章を参照）。

第25章：関税同盟

ブルガリアとルーマニアは、下記に示した特別措置を条件に、加盟日から対外共通関税（CCT = Common Customs Tariff）とこの章のアキ全体を導入して実施する。

ブルガリアとルーマニアは、3つの関税領域（EU25カ国と2カ国）から単一の拡大関税領域（EU27カ国）への移行で生じる状況を技術的に解決するための水平的措置を享受できる。この措置には、加盟時点でEU関税領域が拡大されるために、ある関税領域で輸入し別の関税領域に輸出する手続きの商品に対して適用する扱いについて、技術的な解決法を提供することが必要となる。特に以下の点についてこの措置が適用される。

- ・ 商品が拡大 EU において自由流通（関税は適用されない）と同等の地位を持つものと

して取り扱われる状況。

- ・ 以前から存在する措置（原産地証明の承諾、簡素化手続き、通関後の検品）に由来する規定に基づく特惠関税待遇の適用。
- ・ 特定の経済制度（保税倉庫、域内加工制度、保税加工制度、一時輸入、域外加工制度）の解除に基づいて適用される規定。
- ・ 新規加盟国が、拡大 EU 内で適用される同一条件を加盟に先立って適用することが技術的に不可能な場合、域内加工制度や保税加工制度、域外加工制度に対して発行された許可に加盟後最大 12 ヶ月間、引き続き効力を持たせること。
- ・ 勘定への記帳と通関後の回収。
- ・ 関税の払い戻しと免除。

第26章：対外関係

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

ブルガリアとルーマニアは、加盟日以降は中欧自由貿易協定（CEFTA = Central European Free Trade Agreement）を含む第三国とのあらゆる自由貿易協定から脱退することが義務付けられていることに注意すべきである。1 ヶ国（ないしそれ以上）の新規加盟国と1 ヶ国（ないしそれ以上）の第三国の間の協定は EU 加盟から生じる義務とは両立しえず、新規加盟国は生じた不適合性を協定の改定や終結によって排除するため、あらゆる適切な措置をとる必要がある。

第27章：共通外交・安全保障政策

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第28章：財政規律

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。

第29章：財務・予算規定

ブルガリアとルーマニアは、加盟日からこの章のアキを導入し実施する。すなわち両国は、加盟により EU 予算の資金調達に全面的に参加する。

財政パッケージ 2007～2009 年

同章のもとでは、加盟後 3 年間を対象とした両国を受益者とする財政パッケージについても合意に達した。加盟条約に明記される両国が合意した限定的支払額の概要を下記の表に示す。

(単位：100 万ユーロ / 2004 年価格)

	2007 年			2008 年			2009 年		
	BG	RO	合計	BG	RO	合計	BG	RO	合計
構造関連	539	1,399	1,938	759	1,972	2,731	1,002	2,603	3,605
農村開発	183	577	760	244	770	1014	306	961	1,267
原子力の安全	70	-	70	70	-	70	70	-	70
機構構築のための移行ファシリティ (資金供与)			82						

注) BG：ブルガリア RO：ルーマニア

上記に示した「原子力の安全」のための予算に加えて、ブルガリアとの交渉では 2004～2006 年の期間に 1 億 4,000 万ユーロを同一目的で提供することで合意した。移行ファシリティ (資金供与) について国別の金額では合意していないが、このファシリティの運用の一般手続きは第 31 章に盛り込まれた。

農業市場措置および直接支払いに関して、第 7 章でブルガリアおよびルーマニアと合意した当初 3 年間の財政措置の概算は次のようになる。(以下、金額は 2004 年価格)

- ・市場措置に 11 億 2,000 万ユーロ（ブルガリアに 3 億 8,800 万ユーロ、ルーマニアに 7 億 3,200 万ユーロ）
- ・直接支払いに 13 億 1,200 万ユーロ（ブルガリアに 4 億 3,100 万ユーロ、ルーマニアに 8 億 8,100 万ユーロ）

第 31 章の交渉に基づき、重要な財政措置を伴うその他の特別措置で合意した。ブルガリアとルーマニアを受益者とする支払いは、臨時流動資金（キャッシュフロー）およびシェンゲン・ファシリティに関するもので、2007～2009 年の間にブルガリアは約 2 億 3,950 万ユーロ、ルーマニアは約 5 億 5,980 万ユーロを享受する。

第30章：機構

機構に関する第 30 章は、欧州憲法を制定する条約（欧州憲法条約 / Treaty establishing a Constitution for Europe）や派生法で定められた機関や団体の構成と機能を対象としている。一部の分野では、移行措置により 2009 年の次期議会の開始まで円滑な移行が確保される。

加盟後に欧州憲法が発効した場合、ニース条約で改定された機構上の現行規定は、EU が継続して効率的に運営され意思決定能力を維持できるように、微調整を行いながら引き続き暫定的に適用される。

欧州議会

2004～2009 年の今期議会の残余期間にブルガリアには 18 議席、ルーマニアには 35 議席が与えられるが、これは「憲法に関する政府間会議の最終法（the Final Act of the Intergovernmental Conference on the Constitution）」に付属する議定書 40 番に関する宣言に従ったものである。この議席数は、ニース条約の EU 拡大に関する議定書と宣言に従って割り当て、比例配分で増やしている。2009 年以降、欧州議会議員は 750 議席で構成されることが欧州議会の発議で決められ、欧州理事会の決定により承認されることになっている（憲法第 I-20 条）。

理事会

2009年10月31日までは、特定多数決はニース条約および2003年調印の加盟条約で改定された欧州共同体（EC）設立条約第205条の現行制度に従って算出される。ブルガリアとルーマニアの持ち票数は、それぞれ10票と14票となる。ニース条約に付属する宣言にしたがって、特定多数決で採択される最低票数は345票のうち255票と定められており、採択阻止には91票が必要となる。さらにどの加盟国も、その255票がEU総人口の62%以上を代表していることの確認を要求することができる。

欧州委員会

2004年6月の欧州議会選挙後に、新議会は欧州委員会の新委員長および2004年11月22日から任期が始まった新欧州委員会のその他新委員を承認した。加盟日以降、ブルガリアとルーマニアは欧州委員会に1人ずつ委員を送ることができる。

その他の課題

欧州司法裁判所および第一審裁判所の裁判官の人数は、2人増えて27人となる。法務官の人数は裁判所の要請のみに基づき増員が行われる。憲法または派生法により設立したその他の機関、組織、団体、委員会、行政当局について、ブルガリアとルーマニアは現行ルールに従って適切に代表を送る。EUの公式言語20カ国語に、ブルガリア語とルーマニア語の2カ国語が加わる。これに関して、適切な資格を持った会議通訳者と翻訳者の訓練に細心の注意を払わなければならない。

第31章：その他

欧州開発基金（EDF = European Development Fund）

ブルガリアとルーマニアは、加盟によって第1財政議定書が発効した時点で欧州開発基金（EDF）に加入し、最初から拠出する。

石炭・鉄鋼のための研究基金 (RFCS = Research Fund for Coal and Steel)

ブルガリアとルーマニアはともに加盟日から RFCS に全面的に参加する。RFCS への拠出金は新規加盟 10 カ国の金額算出と同じ方法で算出して支払う。支払いは 2009 年より毎年 1 回、4 年にわたり行われる。

新規加盟国の加盟準備基金の実施と管理

加盟条約の規定により、加盟後に中・東欧諸国向けの包括的な財政支援 (PHARE)、加盟前構造政策支援 (ISPA、主に運輸・環境などインフラ整備向け)、農業・地域開発向け加盟前特別支援 (SAPARD) の 3 種の加盟準備基金に関して実施規則を定める。

移行ファシリティ

ブルガリアとルーマニアが行政・司法能力を構築する過程で両国を支援し、加盟国間でベストプラクティスの情報交換を促進するため、加盟条約の条文で機構構築のための移行ファシリティの法的根拠を定める。この支援は 8,200 万ユーロで、機構構築プロジェクトや関連の限られた小規模投資に資金を提供する。

暫定期間に対する措置

ここでは交渉期限日 (2004 年 10 月 1 日) から加盟日までの期間に関する措置が明記されている。この期間中に採択される新しいアキは加盟交渉や加盟条約の対象となっていないが、同時に加盟候補国はまだ加盟国となっていないので適用もされない。EU と将来の新規加盟国との間では交換書簡形式の措置がとられ、その主な要素は、「情報・協議の手続き」と「アクティブ・オブザーバー (意見表明が可能なオブザーバー) の地位」である。

セーフガード条項

加盟条約は 4 つのセーフガード条項を特徴としている。それは、一般経済セーフガード条項、特定の域内市場セーフガード条項、特定の司法・内務 (JHA) セーフガード条項、そして加盟延期条項である。一般経済セーフガード条項は、現加盟国および新規加盟国にお

ける該当分野のあらゆる経済セクターまたは経済的状況を対象としている。域内市場セーフガード条項は、国境を越えて影響を与える経済活動に関する全部門の政策が対象となる。JHA セーフガード条項は、刑事および民事の分野における相互認証を対象とする。域内市場セーフガード条項と JHA セーフガード条項は新規加盟国だけに適用される。この3つの条項に基づいてセーフガード措置を発動できるのは加盟後3年間までだが、この期間を超えて効力を維持することができる。ただし、いずれのセーフガード措置も厳密に必要とされる期間以上は維持することはできず、また適用範囲と適用期間の点で釣り合いのとれたものでなければならない。

4番目のセーフガード条項も加盟条約に盛り込まれるもので、欧州委員会の勧告に基づいて理事会が1年間の加盟延期を決定できる。この場合、アキの導入と実施の準備状況において、いくつもの重要分野で2007年1月の加盟予定日までに加盟の要件を満たすには明らかに不十分となる重大な危険性が、ブルガリアおよびルーマニアにあるという明確な根拠が必要となる。

特別臨時流動資金とシェンゲン・ファシリティ

EUは、ブルガリアおよびルーマニアの加盟後3年間の予算状況を改善し、シェンゲン・アキと域外国境管理の実施のためEUの新たな域外国境で必要となる活動資金を負担する義務を財政的に支援するため、特別臨時流動資金（キャッシュフロー）とシェンゲン・ファシリティから両国に資金を提供する。2007～2009年のブルガリアに対するこのファシリティで合意された金額は2億3,950万ユーロ（2004年価格）で、ルーマニアは5億5,980万ユーロである。

欧州投資銀行（EIB = European Investment Bank）

欧州投資銀行の定款改定に関する議定書が加盟条約にも盛り込まれ、ブルガリアとルーマニアが同銀行のメンバーリストに加えられることや、資本と準備金の拡大措置（ブルガリアとルーマニアからの拠出は8回に分けて支払われるという合意済みの移行措置を含む）理事会への代表派遣に関する規定が定められている。

コズロドイ (Kozloduy) 原子力発電所 (ブルガリア)

コズロドイ議定書には、ブルガリアがその確約に従って 2003 年以前にコズロドイ原子力発電所の原子炉の 1 号機と 2 号機を閉鎖すること、2006 年に 3 号機と 4 号機を閉鎖することが明記されている。

EU はブルガリアに対して、2007～2009 年の期間中にコズロドイにある 4 基の原子炉閉鎖の取り組みを支援し、閉鎖・廃炉に対処するため 2 億 1,000 万ユーロの資金援助を提供する。